

深谷市宅配ボックス設置費補助金交付要綱

令和 2 年 9 月 1 6 日市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策及び新しい生活様式を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減等を目的として、宅配ボックスを設置する市民に対し、深谷市宅配ボックス設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成 1 8 年深谷市規則第 5 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、宅配ボックスとは、次の各号に定めるものを満たすものをいう。

- (1) 一般財団法人ベターリビングが定める戸建住宅用宅配ボックスの認定基準の認定マーク「B L マーク証紙」が貼付等により表示された製品であること。
- (2) 盗難防止のため、容易に移動ができないよう固定されていること。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) この要綱を施行する日から、令和 3 年 3 月 3 1 日までに宅配ボックスを設置する者であること。
- (2) 申請日において、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定により市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (3) 申請者の住所と同一敷地内に設置されていること。
- (4) 宅配ボックスを設置する住宅に自ら居住している、又は

居住する者であること。

(5) 宅配ボックスを設置する住宅が自らの所有でない場合、所有者から設置の同意が得られている者であること。

(6) 複数戸が共同で使用することを目的として設置するものでないこと。

(7) 市税に滞納がない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、宅配ボックスの設置に係る費用のうち、宅配ボックスの購入費及び設置に係る工事費とする。

(補助額等)

第5条 補助金は、補助金対象経費の2分の1（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とし、上限額を8万円とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1台限りとする。

(交付申請)

第6条 補助対象者は、深谷市宅配ボックス設置費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）及び次の各号に掲げる書類を添えて、令和3年3月31日までに市長に申請しなければならない。

(1) 設置する宅配ボックスの品名及び「BLマーク証紙」の確認ができるカタログの写し

(2) 宅配ボックスの設置前・設置後及び設置状態（固定の部分）が確認できる写真

(3) 領収書、その他支払い等が確認できるものの写し

(4) 補助金の振込みを希望する申請者の金融機関の口座名義及び口座番号がわかるものの写し

(5) 設置する住宅が申請者の所有でない場合であっては、住宅所有者の同意書（様式第2号）

(6) 市税に滞納がないことの証明書

(7) その他市長が必要と認めるもの

(交付等の決定)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは深谷市宅配ボックス設置費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、不交付を決定したときは深谷市宅配ボックス設置費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。